

日吉津村震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日吉津村震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、日吉津村補助金等交付規則（昭和42年日吉津村規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 建築物 住宅以外の建築物をいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断であって、社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編ロ－16－(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ－16－(12)－①3．第1号イ又は第2号イに定めるものをいう。
- (4) 改修設計 国要綱附属第Ⅱ編ロ－16－(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ－16－(12)－①3．第1号ハ又は第2号ハに定める耐震化のための計画の策定（工事監理を除く。）をいう。
- (5) 耐震改修 建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修であって、国要綱附属第Ⅱ編ロ－16－(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ－16－(12)－①3．第4号又は第5号に定めるもの（擁壁の耐震改修及び防火改修を除く。）をいう。
- (6) 建替え 国要綱附属第Ⅱ編ロ－16－(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ－16－(12)－①3．第4号又は第5号に定める建替え

(防火改修を除く。)をいう。ただし、耐震改修に代えて行うものに限る。

(7) 設計図書 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第12号に規定する設計図書をいう。

(8) 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定するところによる。

(交付目的)

第3条 本補助金は、日吉津村耐震改修促進計画に基づく耐震化を促進する事業を実施し、住宅及び建築物の耐震診断及び耐震改修又は建替えを促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりに資することを目的とする。

(補助金の交付)

第4条 村は、前条の目的を達成するため、本要綱に基づき、別表中欄に掲げる住宅又は建築物(次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。以下「対象建物」という。)について、本補助金の対象となる事業で同表の左欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う当該対象建物の所有者(当該建物の管理に関し、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する団体が構成されている場合にあっては、当該団体。以下「事業主体」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 本村の区域内に存するものであること。

(2) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの。

(3) 交付申請時において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないこと。

(4) 改修設計又は耐震改修若しくは建替えである場合にあっては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

(5) 特定行政庁から地震に対して安全な構造とするべき旨の勧告を受け

ていること(補助事業が耐震改修又は建替えである場合に限る。)

(6) 国、地方公共団体等以外の者が所有するもの。

(補助金の額等)

第4条の2 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める経費の額(別表左欄に掲げる補助事業及び同表の中欄に掲げる対象建物の区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。以下「補助対象経費の額」という。)に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)以上の事業。

- (1) 耐震診断 耐震診断の実施に要する経費(一般診断法による場合にあっては、補修費及び修繕費を除く。)として、別表1に定める額
- (2) 改修設計 改修設計の実施に要する経費として、別表1に定める額
- (3) 耐震改修又は建替え 耐震改修又は建替えの実施に要する経費(建替えの場合にあっては、耐震改修に要する費用に相当する部分に限る。)として、別表1、別表2及び別表3に定める額

2 補助対象経費の額について、仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。)が含まれる場合にあっては、当該仕入控除税額は、控除するものとする。

(申請)

第5条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、村長が定める日までに、日吉津村震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 日吉津村震災に強いまちづくり促進事業収支予算書(様式第2号)
- (2) 補助事業の実施に要する経費の見積書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認めて指示する書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による申請に際して補助事業に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規

定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の交付を申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

(交付の決定及び通知)

第6条 村長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を行うことと決定をしたときは日吉津村震災に強いまちづくり促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付を行わないことと決定をしたときは日吉津村震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請却下通知書(様式第4号)により当該事業主体に通知するものとする。

3 村長は、前条第3項の規定による申請があった場合にあっては、第4条の第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

(補助事業の着手)

第7条 前条第2項の補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該通知書を受け取った後、速やかに、補助事業に着手するものとする。

2 補助対象者は、補助事業に着手したときは、直ちに、日吉津村震災に強いまちづくり促進事業着手届出書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、補助事業に係る契約書の写しを添付しなければならない。

(軽微な変更)

第8条 規則第11条第1項に規定する村長が定める軽微な変更は、補助対象経費の額の変更又は補助事業の完了年月日の変更(当該年度において完了しない場合に限る。)以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過

する日又は第6条第2項の規定による補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日（補助事業が完了している場合に限る。）のいずれか早い日までに、日吉津村震災に強いまちづくり促進事業実績報告書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 日吉津村震災に強いまちづくり促進事業収支決算書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の請求書又は領収書の写し
- (3) 補助事業が耐震診断である場合にあっては、当該耐震診断の結果を記載した書類
- (4) 改修設計に基づき耐震改修又は建替えを実施した後における当該対象建物の耐震診断の結果を記載した書類（補助事業が改修設計である場合に限る）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めて指示する書類

3 補助対象者は、第6条第3項の規定による交付決定を受けた場合にあっては、第1項の規定による報告に際し、補助対象経費の額から当該報告の時点で明らかになっている補助事業に係る仕入控除税額（第12条第1項において「実績報告控除税額」という。）に相当する額を控除して得た額（当該交付決定に係る補助金の額を限度とする。）を精算額として報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 村長は、第6条第3項の規定により交付決定をした補助事業について前条第3項の規定による報告があったときは、当該交付決定の額を変更して補助金の額を確定するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、第9条第1項の規定による報告があった後に支払うものとする。

2 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則第21条第1項に規定する請求書を村長に提出しなければならない。

（補助事業に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助対象者は、第10条第1項の規定による報告をした後に消

費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合であって、その額が実績報告控除税額を越えるときは、速やかに、日吉津村震災に強いまちづくり促進事業消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により、その旨を村長に報告しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による報告があったときは、規則第23条第1項の規定により、補助対象者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。
（指導等）

第13条 村長は、補助対象者に対して、当該補助対象者の所有に係る住宅及び建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、公布の日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、公布の日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

別表 1 (第 4 条、第 4 条の 2 関係)

補 助 事 業	対象建物	補助対象経費の限度額
<p>1 次のいずれかに該当する耐震診断 (その時点における最新の基準によ って行われるものに限る。)</p> <p>(1) 建築基準法施行令(昭和25年 政令第338号)第3章第8節に規 定する構造計算によるもの。</p> <p>(2) 建築物の耐震診断及び耐震改 修の実施について技術上の指針 となるべき事項(平成18年国土 交通省告示第184号別添。以下 「指針」という。)第一に示す もの</p> <p>(3) 国土交通省住宅局建築指導課 が監修し、一般財団法人日本建 築防災協会が発行した「2012年 改訂版木造住宅の耐震診断と補 強方法」(以下「木造住宅の耐 震診断と補強方法」という。) に示す一般診断法又は精密診断 法によるもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる耐震診断と同等 以上の評価精度を有すると認め られるもの</p>	<p>一戸建ての 住宅</p>	<p>一般診断法にあつては、</p> <p>①1戸当たり86,400円 (設計図書ありの場合)</p> <p>②1戸当たり111,240円 (設計図書なしの場合)</p> <p>③その他の診断法にあつては、 1戸当たり134,000円</p>
	<p>一戸建ての 住宅以外の 住宅又は建 築物</p>	<p>1棟当たり、300万円又は国要綱 附属第Ⅲ編ロ-16-(12)におい て引用する国要綱附属第Ⅲ編イ -16-(12)-①第1項第3号後段 若しくは第2項第3号に定めると ころにより算出した費用の額の いずれか低い額</p>
	<p>要緊急安全 確認大規模 建築物</p>	<p>1棟当たり、2,000万円又は国 要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)に おいて引用する国要綱附属第Ⅲ 編イ-16-(12)-①第2項第3号 に定めるところにより算出した 費用の額のいずれか低い額</p>
<p>2 改修設計</p>	<p>一戸建ての 住宅</p>	<p>1戸当たり24万円</p>
	<p>一戸建ての 住宅以外の 住宅又は建 築物</p>	<p>国要綱附属第Ⅲ編16-(12)-① 第1項第3号後段若しくは同第2 項第3号に定める額</p>
	<p>要緊急安全 確認大規模 建築物</p>	<p>1棟当たり、国要綱附属第Ⅲ編 ロ-16-(12)において引用する 国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12) -①第2項第3号に定めるところ により算出した費用の額</p>

<p>3 次のいずれかに該当する耐震改修又は建替え（その時点における最新の基準によって行われるものに限る。）</p> <p>(1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>(2) 指針第二に示す耐震改修を行い、I_wが1.0以上となるもの</p> <p>(3) 指針第二に示す耐震改修を行い、I_wが0.7以上となるもの（前号の基準を満たすために段階的に行われるものに限る。）</p> <p>(4) 指針第二に示す耐震改修を行い、2階建て住宅の1階部分のI_wが1.0以上となるもの（第2号の基準を満たすために段階的に行われるものに限る。）</p> <p>(5) 第1号及び第2号に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>1戸当たり、耐震改修又は建替えの実施に要する経費に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額</p> <p>(1) 当該改修前の対象建物のI_wが0.3以下である場合 43パーセント</p> <p>(2) 当該改修前の対象建物のI_wが0.3を超え1.0未満である場合 33パーセント</p>
--	----------------	--

備考

- 1 この表において「 I_w 」とは、指針第一第1号に掲げる構造耐震指標をいう。
- 2 この表における「 I_w 」は、各階の張り間及び桁行方向の I_w のうちの最小値とする。ただし、3の項左欄第4号においては、2階建て住宅の1階部分の最小値とする。
- 3 木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法及び精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）により耐震診断をする場合においては、「 I_w 」とあるのは、「評点」と読み替えるものとする。
- 4 その他指針第一第1号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあつては、 I_w は、当該指針によることができる。

別表2（第4条の2関係）耐震改修その他

補助事業	対象建物	補助対象経費の限度額
<p>次のいずれかに該当する耐震改修（その時点における最新の基準を満たすものに限る。）又は建替え</p> <p>(1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われたもの</p> <p>(2) 指針第二に示すもの</p> <p>(3) その他(1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>	<p>共同住宅若しくは長屋若しくは別表1の3（一戸建ての耐震改修又は建替え）に該当する住宅以外の住宅又は建築物</p>	<p>国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)-①第4項第3号、第4号、第5号又は同第5項第2号(1)に定める額に23パーセントを乗じて得た額</p>

別表3（第4条の2関係）要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修又は建替え

補助事業	対象建物	補助対象経費の限度額
<p>次の各号のいずれかに該当する耐震改修（その時点における最新の基準を満たすものに限る。）又は建替え</p> <p>(1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>(2) 指針第二に示すもの</p> <p>(3) その他第1号及び前号に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>	<p>要緊急安全確認大規模建築物</p>	<p>1棟当たり、耐震改修又は建替えの実施に要する経費（国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第5項第2号(1)に23パーセントを乗じて得た額</p>